

米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が

始まります!

問•申市 人権政策課 ☎53-5167 🖾 53-5148 🖂 jinsui@city.maibara.lg.jp

米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

米原市が "パートナー・家族" を証明

市民一人ひとりの人権を尊重し、多様な価値観を認め合 う社会の実現を目指すために開始する制度です。

法律上の権利・義務を付与する効果が生じるものではあ りませんが、制度を通して、市民の皆さんの性の多様性へ の理解が深まり、誰もが人生のパートナーや大切な人と安 心して暮らすことのできる社会の実現を目指すものです。

宣誓書受領証・宣誓書受領証カードの交付

戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーと して助け合い生活を共にすると約束した、性的マイノリティ である一人または二人が、パートナーであることを市に宣誓 し、市が宣誓書受領証や宣誓書受領証カードを交付します。

子ども等も含めて証明

宣誓者が子ども等と生計を一緒にしている場合、ファミ リーとして併せて宣誓ができます。

性的マイノリティ

"からだの性(戸籍上の性)"と"こころの性 (自認する性)"が異なる人、性的指向が同性 (または両性)に向いている人等のこと。

性的マイノリティの総称の一つ「LGBTQ」

Lesbian

同性を好きになる女性

Gay

同性を好きになる男性

Bisexual

両性を好きになる人

ランスジェング

Transgender

身体の性と心の性が異なる人

エスチョニンク

Questioning

自分の性のあり方がわからない、 迷っている、決めたくない人

市民・事業者 の皆さんへ

多様な価値観を尊重し合うことは、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりにつながります。 性の多様性や、さまざまな家族のあり方、制度の趣旨を理解いただき、制度を活用できる 機会が増えるようご協力をお願いします。

宣誓の手続き方法

宣誓ができる人次の全ての項目に該当する人

- ①宣誓をする一人または二人が性的マイノリティである
- ②二人が成年である
- ③宣誓をする一人または二人が市内在住*である ※二人とも市外在住の場合は、宣誓の日から3カ月以内に一人また は二人が市内に転入の予定。
- ④婚姻をしていないまたは他の人とパートナーシップ関 係にない
- ⑤お互いが近親者の関係にない
- ⑥ファミリーシップを宣誓する場合は、対象の子ども等 が宣誓をする一人または二人と生計が同じである

必要書類

※①、②はいずれも3カ月以内 に発行されたものであること。

- ①住民票の写しまたは住民票記載事項証明書、 転入予定の人はその事実が確認できるもの
- ②戸籍全部事項証明書、独身であることが確認 できる書類
- ③ファミリーシップ対象の子ども等との関係がわかる 書類および生計が同一であることがわかる書類
- 4本人確認書類

(個人番号カード、運転免許証、パスポート等)

交付までの流れ

①宣誓日の予約

宣誓希望日の7日前までに電話、 メール等で予約をしてください。 受付時間 平日 9時~17時 ※12月29日~1月3日は除く。

2 宣誓

必要書類をお持ちのうえ、 宣誓される二人でお越しく ださい。

③宣誓書受領証等の交付

約1週間後、宣誓書受領証、 宣誓書受領証カード等を 交付します。



※4月1日公開

宣誓書受領証等の 効力および効果

法的な効力はありませんが、宣誓した二人の関係性を記載した公的書類として、医療機関 での家族としての対応、携帯電話の家族割、航空会社の家族で共有できるマイルの適用、生 命保険金の受取人の適用、企業の慶弔休暇・家族手当等の福利厚生の適用などへの活用が 期待されます。